

市第66号議案 横浜市港湾施設条例の一部改正

1 改正の目的

横浜市港湾施設条例における占用料のうち、電柱や地下埋設物などの道路法で定める占用物件と同種のものについては道路占用料に準拠しています。

令和2年4月に道路法施行令が改正されたことに伴う、本市の道路占用料の改定に合わせて、横浜市港湾施設条例の一部を改正することにより、港湾施設の占用料を改定します。

2 改正の概要

占用料の単価を以下のとおり改定します。

<新旧対照表>

(単位:円)

占用物件		単 位	旧	新	
電柱、電線、変圧塔、公衆電話所、郵便差出箱、広告塔その他これらに類する工作物を設ける場合の占用料	第一種電柱	本/年	3,000	3,100	
	第三種電柱		6,300	6,400	
	第一種電話柱		2,700	2,800	
	第三種電話柱		6,000	6,100	
	その他の柱類		270	280	
	共架電線その他	m/年	27	28	
	地下電線その他		16	17	
	地下工作物	m <sup>2</sup> /年	1,600	1,700	
	変圧塔、公衆電話所	個/年	5,400	5,500	
	広告塔	m <sup>2</sup> /年	12,000	14,000	
その他のもの	5,400		5,500		
地下埋設物	埋設管	m/年	外径が0.07m未満	110	120
			外径が0.07m以上0.1m未満	160	170
			外径が0.1m以上0.15m未満	240	250
			外径が0.2m以上0.3m未満	490	500
			外径が0.3m以上0.4m未満	650	660
			外径が0.4m以上0.7m未満	1,100	1,200
			外径が0.7m以上1m未満	1,600	1,700
上空工作物	旗ざお	催事、集会等	本/日	120	140
		その他のもの	本/月	1,200	1,400
	幕	催事、集会等	m <sup>2</sup> /日	120	140
		その他のもの	m <sup>2</sup> /月	1,200	1,400
	アーチ	基/月	5,800	6,800	
太陽光発電設備又は風力発電設備		m <sup>2</sup> /年	5,400	5,500	
催事、集会等の行事に際し、一時的に設ける施設		m <sup>2</sup> /日	120	140	
工施用施設その他		m <sup>2</sup> /月	1,200	1,400	

3 施行予定日

令和3年4月1日